

# 市・県民税の申告が始まります！

## 申告は2/29～3/15まで

個人の市・県民税の申告が始まります。この申告は、平成18年度分の個人市・県民税を適正に決定するための資料となる大切なものです。混雑を避けるため、地区ごとに相談日を指定しますので、できるだけ指定された日に相談会場においでください。

問合せ 市民税係 ☎ 89-12126

### 申告が必要な人

- ◆ 18年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する人
- ◆ 17年中に不動産、農業、営業などの収入があった人
- ◆ (収入金額の多少は関係ありません)
- ◆ 17年中の給与や公的年金の支払報告書が勤務先などから市に提出されていない人
- ◆ 勤務先などから市に提出された、17年中の給与や公的年金の支払報告書に記載されたもの以外の収入があった人
- ◆ 勤務先などから市に提出された、17年中の給与や公的年金の支払報告書に記載されたもの以外の所得控除を受けようとする人
- ◆ 収入が公的年金だけで、所得控除を受けようとする人

### 申告する必要がない人

- ◆ 勤務先から市に年末調整の給与支払報告書が提出されている人で、給与所得以外に所得がなかった人
- ◆ 税務署に確定申告書を提出する人

### 申告する内容

申告をする場合は、次に掲げるものと印鑑をご持参ください

#### ● 17年中の収入

- ◆ 給与・賃金・年金などの収入があった場合
  - ▽ 源泉徴収票またはその金額を確認することができるもの
- ◆ 営業や農業の収入があった場合
  - ▽ 収支内訳書かこれに準ずる書類
  - ▽ 仕入れ、売上げ、必要経費などの帳簿
  - ▽ 償却資産や農作物の作付け面積など、申告の内容を確認することができる領収書や証明書など

#### ● 所得控除を受けようとする場合

- ◆ 社会保険料控除
  - ▽ 17年中に納めた健康保険料、国民年金などの金額を確認できる領収書などの書類
- ◆ 生命損害保険料控除
  - ▽ 17年分の申告用控除証明書
- ◆ 医療費控除
  - ▽ 17年中に支払ったものの領収書
  - ▽ 高額医療費給付金や医療保険の保険金などがあった場合は、その金額を確認できる書類
- ◆ 障害者控除
  - ▽ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ◆ 配偶者控除・扶養控除
  - ▽ 配偶者・扶養控除対象者に収入がある場合は、その人の17年中の収入金額を確認できる源泉徴収票などの書類
- ◆ そのほかの所得控除
  - ▽ 申告書に記載した所得控除の内容を証明または確認することができる書類

### 申告書の郵送について

次の人にはあらかじめ申告書が郵送されます

- ◎ 昨年の申告で、勤務先などから市に提出された給与や公的年金の支払い報告書に記載されたもの以外に収入があった人
  - ◎ 17年中に本市に転入した人
  - ◎ 就業の可能性があると認められる人
  - ◎ 収入が公的年金だけで、所得控除などの申告をすることにより税金が安くなる人
- ※ 税務署から所得税の確定申告書が送付された人には、市の申告書は送付されません。

### お願い

● 申告する必要がない人に申告書が郵送される場合があります。ご面倒でも裏面に必要事項を記入して、税務課に提出するか電話でその内容を連絡ください。

● 申告書が郵送されなかった人でも申告が必要な場合は、最寄りの会場で申告をしてください。申告書は市役所税務課や各申告会場に用意しています。